

奨学金貸与規則

公益財団法人 松藤奨学育成基金

公益財団法人 松藤奨学育成基金

奨学金貸与規則

(貸与資格)

第1条 学資の貸与又は支給を受けることができる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 長崎県内に住所を有する者の子弟であること。ただし、特別の理由がある者についてはこの限りでない。
- (2) 高等学校、短期大学、大学、工業高等専門学校（いずれも通信教育に係わるものを除く）に在学中の者か、又はそれぞれの学校に進学を希望する者で、学術優秀、品行方正及び身体強健であること。
- (3) 経済的理由により修学困難であること。
- (4) 交通遺児については、上記の各号のほか、家計の支持者又は保護者が交通事故により死亡するか、重度の障害により職を失った家庭の遺児であること。

(交通事故の定義)

第2条 前条第(4)号による交通事故とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 陸上交通事故
一般交通の用に供する道路、鉄道又は軌道における車両等による交通事故
- (2) 海上交通事故
船舶による交通事故
- (3) 航空交通事故
航空機による交通事故

(奨学金の額)

第3条 奨学金の額（月額）は、次の通りとする。

| | | 自宅通学 | 自宅外通学 |
|---------|----|---------|---------|
| 高等学校生 | 公立 | 22,000円 | 24,000円 |
| | 私立 | 31,000円 | 36,000円 |
| 短期大学生 | 公立 | 40,000円 | 41,000円 |
| | 私立 | 40,000円 | 41,000円 |
| 大学生 | 公立 | 42,000円 | 42,000円 |
| | 私立 | 48,000円 | 48,000円 |
| 高等専門学校生 | 公立 | 25,000円 | 27,000円 |
| | 私立 | 32,000円 | 37,000円 |

(貸与の期間)

第4条 奨学金を貸与する期間は、在学する学校、大学の正規の最短修学期間とする。ただし、第5条2項による追加募集により採用された者については、採用年度の9月よりの貸与とし、在学する学校、大学の正規の最短修学期間とする。また、理事会で必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

(出願手続)

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は、在学する学校の校長、大学の学長を経て奨学生願書(別記第1号様式)を理事長に提出しなければならない。

2. 年初募集で応募者が採用予定者に満たない場合は、追加募集をすることができる。
3. 前2項の出願の期日は毎年理事長が定める。

(連帯保証人)

第6条 連帯保証人は、独立の生計を営み、奨学金の返還について責任を負うことのできる者で、理事長が適当と認める者でなければならない。

2. 連帯保証人が欠けた時又はその資格を欠くに至った時は、奨学生は直ちに変更の手続きをしなければならない。

(奨学生の決定)

第7条 奨学生は選考委員会及び理事会の選考を経て、理事長が決定する。

2. 理事長は、奨学生を決定したときは、奨学生決定通知書(別記第2号様式)により、在学する学校の校長、大学の学長を通じて本人に通知する。
3. 前項の奨学生決定通知書を受けた者は、その日から20日以内に誓約書(別紙第3号様式)を理事長に提出しなければならない。

(異動の届出)

第8条 奨学生は、次の各号の一つに該当する場合は、直ちに連帯保証人と連署してその旨を理事長に届出なければならない。ただし、本人が疾病等の理由により届出ることができないときは、連帯保証人から届出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学、又は退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 連帯保証人を変更するとき
- (4) 本人又は連帯保証人の身分、住所、氏名その他の重要な事項に変更があったとき

(奨学金の貸与)

第9条 奨学金は、1学年を単位とし毎年6月9月12月及び3月にそれぞれ本人に貸与する。

2. 奨学生は、奨学金の貸与を受けたときは、直ちに奨学金受領書(別記第4号様式)を理事長に提出しなければならない。

(奨学金貸与の休止)

第10条 奨学生が休学したときは、その期間奨学金を貸与しない。

(奨学金の廃止)

第11条 奨学生が次の各号の一つに該当すると認められる場合、その後の期間に係わる奨学金は貸与しない。

- (1) 退学したとき
- (2) 負傷、病気その他の理由により修学の見込がないとき
- (3) 著しく学業成績又は性行等が不良となり、学校長、学長が奨学生として不相当と認めるとき
- (4) 正当な理由がなく転学したとき
- (5) 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- (6) 第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき
- (7) その他理事会において奨学生として不相当と認められるに至ったとき

(借用証書の提出)

第12条 奨学生は、次の各号の一つに該当する場合は、在学年間に貸与を受けた金額についての奨学金借用証書(別記第5号様式)を理事長に提出しなければならない。

- (1) 在学年に係わる最終の奨学金の貸与を受けたとき
- (2) 奨学金の貸与が廃止されたとき
- (3) 奨学金を辞退したとき

(奨学金の利息)

第13条 奨学金には利息をつけない。

(奨学金返還明細書)

第14条 奨学生は、奨学金の貸与を受けなくなったときは、在学中貸与を受けた奨学金の金額についての奨学金返還明細書(別記第6号様式)を理事長に提出しなければならない。
ただし、第10条の規定により奨学金の貸与を受けなくなった場合は、この限りではない。

(奨学金の返還)

第15条 奨学金の返還期間は、貸与の終了した月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後、10年以内の期間(以下「返還期間」という)とし、その返還は年賦、半年賦、月賦その他の割賦の方法によるものとする。ただし、いつでも繰り上げ返還することができる。

2. 正当な理由がなく、割賦による奨学金の返還を著しく怠ったときは前項本文の規定にかかわらず、理事長が指定する日までに、返還未済額の全部を返還するものとする。

(返還猶予)

第16条 奨学生であった者が、短期大学、大学、若しくは大学院に在学する場合、又は災害、負傷、病気その他やむを得ない理由によって、奨学金を返還することが困難であると認められる場合には、その在学期間又はその理由が継続する期間、奨学金の返還を猶予することができる。

2. 奨学金返還の猶予を受けようとする者は、奨学金返還猶予願(別記第7号様式)を理事長に提出しなければならない。

(返還明細書の異動届出)

第17条 奨学生であった者は、本人及び連帯保証人の身分、住所、職業その他奨学金返還明細書の記載事項に異動があった時は、速やかにその旨を理事長に届出なければならない。

(死亡届出の提出)

第18条 奨学生が死亡したときは、直ちに遺族又は連帯保証人は死亡届(別記第8号様式)を理事長に提出しなければならない。

2. 奨学生であった者が、奨学金の返還前又は返還中途において死亡したときは、直ちに遺族又は連帯保証人は死亡届を理事長に提出しなければならない。

(返還の免除)

第19条 本規則第3条に定める奨学金の内、奨学生が本規則第1条第4号による交通遺児の場合はその半額について返還を免除する。

2. 理事長は、奨学生又は奨学生であった者が死亡し、又は高度の疾病のため、その奨学金の返還未済額の全部又は一部について返還不能となった時は、その全部又は一部の返還を免除することができる。

(返還免除の願出及び通知)

第20条 奨学金の返還免除を受けようとする者は、奨学金返還免除願(別記第9号様式)を理事長に提出しなければならない。

2. 理事長は、前記の願出があった時は、奨学金の返還を免除するか、しないかを決定し、その結果を本人に通知する。

(委 任)

第21条 この規則の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施 行 期 日)

この規則は、平成24年4月1日から実施する。